プラスチック製容器又は木製容器	プラスチック製袋（金属製容器に収納されたものに限る。）、 金属製ドラム又は木製容器	1A1、1A2、1B1、1B2、1H1、1H2、1N1又は1N2	100kg
		4C1又は4C2	70kg
		1D、4D又は4F	50kg
		1G	30kg

注　追加規定の欄に掲げる記号の意義は、次に定めるとおりとする。

PP45　国連番号が0144の危険物に関しては、中間容器を必要としない。

PP53　国連番号が0075、0143、0495及び0497の危険物に関して、箱を外装容器として使用する場合には、内装容器はテープ巻ネジ式閉鎖具付きとし、内装容器１個あたりの内容量は5L以下であること。内装容器を不燃性の緩衝吸収材で包むこと。当該緩衝吸収材は、内装容器の内容物を吸収するために十分な量であること。金属製容器には、相互に擦れ合わないよう緩衝材を当てること。箱を外装容器とする場合には、推進薬の正味質量は、輸送物１個につき30kg以下とすること。

PP54　国連番号が0075、0143、0495及び0497の危険物に関して、外装容器及び中間容器にドラムを使用する場合には、各ドラムは、内装容器の内容物を吸収するために十分な量の緩衝吸収材で包むこと。金属製複合容器（内容器がプラスチック製のものに限る。）は、内装容器及び中間容器の代替として使用することができる。1個の輸送物の推進薬の正味容量は、120L以下とすること。

PP55　国連番号が0144の危険物に関しては、緩衝吸収材を挿入すること。

PP56　国連番号が0144の危険物に関しては、内装容器として金属製容器を使用することができる。

PP57　国連番号が0075、0143、0495及び0497の危険物に関して、箱を外装容器として使用する場合には、中間容器として袋を使用すること。

PP58　国連番号が0075、0143、0495及び0497の危険物に関して、ドラムを外装容器として使用する場合には、中間容器としてドラムを使用すること。

PP59　国連番号が0144の危険物に関しては、外装容器として4G（許容質量30kg）を使用することができる。

PP60　国連番号が0144の危険物に関しては、1B1、1B2、1N1又は1N2を使用しないこと。

P116

内装容器の種類	中間容器の種類	外装容器の種類	外装容器の許容容量又は許容質量
紙袋（防水性かつ防油性のものに限る。）、 プラスチック製袋、 織布製袋（プラスチックでコーティングされているもの又はプラスチック製内張り付きのものに限る。）、 樹脂クロス製袋（粉末不漏性のものに限る。）、 ファイバ板製容器（防水性のもの	－	1A1、1A2、1B1、1B2、1H1、1H2、1N1、1N2、4A、4B又は4N	100kg
		4C1又は4C2	70kg
		1D、4D、4F又は4H2	50kg
に限る。）、 金属製容器、 プラスチック製容器、 木製容器（粉末不漏性のものに限る。）、 防水性紙製シート、 ワックス引き紙製シート又は プラスチック製シート		1G、3A1、3A2、3H1、3H2、4G、5H1、5M2、5H4、5L2又は5L3	30kg

注　追加規定の欄に掲げる記号の意義は、次に定めるとおりとする。

PP61　国連番号が0082、0241、0331及び0332の危険物に関しては、外装容器として気密性の天板取外し式ドラムを使用する場合に限り、内装容器を必要としない。

PP62　国連番号が0082、0241、0331及び0332の危険物に関しては、液体が浸透しない材質のものに詰められている場合に限り、内装容器を必要としない。

PP63　国連番号が0081の危険物に関しては、硝酸エステルが浸透しない硬質プラスチック製のものに詰められている場合に限り、内装容器を必要としない。

PP64　国連番号が0331の危険物に関しては、5H2、5H3又は5H4を外装容器として使用する場合に限り、内装容器を必要としないこと。

PP65　国連番号が0082、0241、0331及び0332の危険物に関しては、外装容器として5H2及び5H3（許容質量30kg）を使用することができる。

PP66　国連番号が0081の危険物に関しては、袋を外装容器として使用しないこと。

P130

内装容器の種類	中間容器の種類	外装容器の種類	外装容器の許容容量又は許容質量
－	－	1A1、1A2、1B1、1B2、1H1、1H2、1N1、1N2、4A、4B又は4N	100kg
		4C1又は4C2	70kg
		1D、4D、4F、4H1又は4H2	50kg
		1G又は4G	30kg

注　追加規定の欄に掲げる記号の意義は、次に定めるとおりとする。

PP67　国連番号が0006、0009、0010、0015、0016、0018、0019、0034、0035、0038、0039、0048、0056、0137、0138、0168、0169、0171、0181、0182、0183、0186、0221、0243、0244、0245、0246、0254、0280、0281、0286、0287、0297、0299、0300、0301、0303、0321、0328、0329、0344、0345、0346、0347、0362、0363、0370、0412、0424、0425、0434、0435、0436、0437、0438、0451、0488及び0502の危険物に関して、通常軍事用に使用される大型で強力な爆発物品で信管のないもの又は信管に２つ以上の効果的な安全装置のあるものは、無外装で運送することができる。このような物品が発射薬を有する場合又は自ら推進する場合、点火装置を通常の運送状態で遭遇する外力に対して防護すること。また、包装されていない物品に対する「危険物の輸送に関する国連勧告試験及び判定基準マニュアル」試験シリーズ４で否定的結果を示す爆発物品は、無外装で運送することができる。このような物品は、架台に取り付けられるか又は木枠若しくは他の適当な取扱い装置に固定すること。

P131